

令和 8 年度

税制改正に関する要望書

令和 7 年 1 0 月

一般社団法人 情報サービス産業協会

令和8年度 税制改正に関する情報サービス産業界の要望

(はじめに)

近年、デジタル技術により広く社会基盤が再構成され、また、様々な産業・事業のトランスフォーメーションを含むイノベーションや新しい社会価値創出の相当部分が AI その他の先端デジタル技術の社会的実装・利活用によってもたらされるデジタル社会化が内外で進展している。このような変化の中、これらデジタル技術の進化・革新に主体的・能動的に取り組み、その社会実装や利活用を積極的に推進することが、「人が輝く社会（人々が自らの能力を自律的に高め、そしてその能力を存分に発揮できる社会）」の実現に向けた我が国社会・経済の健全な発展に必要不可欠である。

また、我が国が直面する労働力の不足や国際競争力の退潮、社会基盤の脆弱性等の社会課題解決のためにも、その直接的な解決手段となるデジタル技術の広範な利活用を可能とするための人的資本投資を含む投資・資本活動が必要である。

以上の状況にかんがみれば、上述のとおり社会に提供される多様な価値の定義を担い、あるいはその価値創出の基盤を構築するソフトウェアやデジタル技術の研究開発・実装に投資が集まり、自律的にその高度化が進展するメカニズムが我が国に形成されることが極めて重要であり、そのためには、税制をはじめとする各種インセンティブ措置が重要な役割を果たすと考えられる。

したがって我々は以下の通り要望する。

(要望)

1.研究開発税制の拡充・延長

企業のグローバル競争力を高め、継続的な経済成長を実現していくためには、我が国の研究開発投資環境を国際的にイコールフットィングなものとし、同投資を中長期的に増加させていくことが重要である。その

ためには、本税制を2年間延長するとともに、その活用がさらに進むよう以下のとおり強化・拡充を要望する。

(1) 戦略技術領域での研究開発並びにオープンイノベーション型研究開発の強化

生成 AI 及び AI エージェント等の先端技術領域においては、企業単独による研究開発だけでなく、ユニコーン企業等スタートアップを含む複数企業間の連携や産学共同による研究開発の重要性が高まっている。

我が国が今後のデジタル経済領域において国際競争力を維持・向上させていくためには、産官学の総力をあげて、戦略的に先端技術領域での研究開発に取り組む必要がある。

については、戦略技術領域での税額控除上限額の上乗せ等によるインセンティブ税制の創設や、オープンイノベーション型研究開発に特定戦略研究拠点との研究開発を追加する等のインセンティブ強化が講じられるよう要望する。

(2) 研究開発領域の範囲の拡大

近年の研究開発は、自然科学領域だけでなく社会・人文領域を含む複合的な領域が対象となっている。ソフトウェア・デファインドという言葉に表されるように、数多くのモノにチップが内蔵されており、チップ上のソフトウェアを書き換えることによってモノの機能が大きく変化する状況下では、当該ソフトウェアを設計するに際し、単に自然科学領域の知見だけでなく、社会的な要求や満足度などを勘案して社会科学や人文領域にも踏み込む必要がある。言い換えれば、社会課題解決に繋がる先進的な研究開発で成果を得るためには、領域・分野横断的な知見を結集することが不可欠となっている。

あらゆる分野でのデジタル化・AI化を進め、イノベーションを支援するために、研究開発の対象領域を自然科学だけでなく社会・人文領域まで及ぶ措置が講じられるよう要望する。

(3) 研究開発人員に関する制限事項の緩和

デジタル技術においては、ドッグイヤーと呼ばれるように研究開発から実用化までの期間が大幅に短くなっているとともに、実用領域から研究へのフィードバックも同じく短縮されている。これにより、専任研究員だけでなく、実務兼任研究員の役割が現代の研究開発体制にとって非常に重要となっている。

特にソフトウェア、情報サービス分野では、先端的なテクノロジーを素早く導入するためには、現実のニーズに近いところにいるエンジニアに研究開発を兼任させることも必要である。

こうした状況を踏まえ、研究開発人員に関する制限事項（専ら要件）の緩和を要望する。

2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長

研究開発税制同様、本税制においても2年間の期間延長と研究開発領域の範囲拡大、研究開発人員に関する制限事項緩和措置等を要望する。

3. 大胆な投資促進税制の創設

高付加価値型の経済・産業構造を実現するためには、国内投資環境を大幅に改善し、投資と賃上げの好循環を形成する必要がある。これには、AIを初めとした高度デジタル技術について、我が国競争力を強化する形で有効活用することが重要であり、これにより国際的なデジタル赤字を解消しつつ、国内市場の持続的拡大を図ることが可能となる。

ついては、経済産業省が検討中の大胆な設備投資促進税制の対象に、AIを初めとするデジタル技術に関する開発装置及び研究開発投資とともに、開発の成果として得られたソフトウェア資産を含むこととし、一定の税額控除又は償却期間の短縮を図るよう要望する。

4. オープンイノベーション税制の拡充・延長

情報サービス企業が先端的なデジタル技術を活用して経営の変革を推進していくにあたっては、スタートアップ企業との連携が有効である。

本年度末に適用期限を迎えるオープンイノベーション投資促進税制

は、スタートアップ企業への投資に税制上の優遇措置を講じており、不確実性が高いスタートアップ企業への投資を促すものとして有用といえるが、その制度をさらに有効活用する観点から、次の2点の見直しを図った上で本税制の延長を要望する。

- ① M&A 型における1件当たり株式取得下限額（5億円）の引下げ
- ② 株式だけでなく、新株予約権の取得も含めること

5. 法人税：役員報酬「業績連動給与」の損金算入における「同族会社」範囲の拡大

現行法上、役員に対する株式報酬等の業績連動給与を損金算入できるのは、非同族会社又は非同族法人の完全子会社たる同族会社に限定されている。

情報サービス業界においては、各企業の有する技術が親会社やグループ内企業のみならず広い範囲のユーザー企業に提供されているが、現時点で親子上場している（子会社）企業は、上記制約からほとんどが本制度の対象外となっている。

経済産業省からは、中長期の企業価値創造を引き出すためには業績連動給与の役員報酬制度が必要との指摘も出ているところ、当業界のこうした実情は、広くイノベーションを推進しようとする本制度の趣旨にそぐわない。

ついては、デジタル化等イノベーションを持続的に推進するため、中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランを積極的に導入できるよう、完全支配関係がない同族会社に対しても業績連動給与を損金算入できる要件を設けるよう要望する。

6. 法人税：賃上げ促進税制の見直し

現行の賃上げ促進税制は、継続雇用者の賃金引上げを要件とすることで、所得拡大に一定の効果を発揮してきたが、IT人材など高度デジタル人材の給与水準は他の先進国やASEAN諸国と比べ依然として低く、国際的な人材獲得競争で不利な状況が続いている。

賃上げ促進税制の対象を、継続雇用者だけでなく新規雇用者にまで広げることにより、企業の積極的な採用が促され、雇用の拡大・流動性促進、国内全体の賃金水準の向上と所得拡大に資するとともに、我が国高度デジタル人材の処遇の国際水準への引上げや海外人材の更なる活用などデジタル化・AI化推進のための基盤強化につながると考えられる。

ついては、本税制について、新規雇用者を含めた総賃金の上昇を評価対象とすべく見直すことを要望する。

（おわりに）

「はじめに」に記したように、今後の我が国内外の社会経済の発展を展望する際、AIを含むソフトウェアやそれを支えるデジタル技術がその源泉を担うことは論を俟たない。それらの領域において、独創的な成果や革新的な発展は一朝一夕に実現できるものではなく、それを支える知的なアセットの広範な集積が必要である。また、こうした基盤を構築していくことは、我が国が当面する「デジタル赤字」の縮減・解消のためにも不可欠の取組となる。

今後の我が国において、AI・ソフトウェアとデジタル技術それぞれの発展が相互に影響し合い、より高度な発展サイクルを形成する好循環が創出されるよう、中長期的観点から、先端技術の開発・利用に対する優遇措置に加え、上記のような高度な資産の集積・形成が促されるような適切な税制・予算上の支援措置が講じられるよう要望する。

以上

令和 7 年 1 0 月

**一般社団法人情報サービス産業協会
会 長 福 永 哲 弥**